



町からみなさんへの大切なお知らせです。



犬の登録と狂犬病予防注射

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の子犬の飼い主は次のことが義務付けられています。

- ①住まいの市町村への登録
- ②年 1 回の狂犬病予防注射
- ③鑑札・注射済票の装着

これらに違反すると罰せられる場合があります。また、飼っている犬が死亡した場合、住所や所有者を変更した場合は届出をしてください。

■集合予防注射実施日

実施日	時間	地区	会場
4月11日(水)	8:40 ~ 9:40	福田	福田公民館
	10:00 ~ 10:40	小神	小神公民館
	11:00 ~ 11:40	鶴沢	シルクピア広場
	13:20 ~ 13:50	小綱木	小綱木公民館
	14:20 ~ 14:50	山木屋	山木屋公民館
4月12日(木)	9:00 ~ 9:40	小島	小島公民館
	10:00 ~ 10:40	飯坂	飯坂生活改善センター
	11:10 ~ 11:40	大綱木	大綱木公民館
	13:20 ~ 13:50	福沢	福沢公民館
	14:10 ~ 15:30	川俣	役場北側
4月15日(日)	9:00 ~ 11:00	川俣	役場北側

■持参するもの ①初めて登録する犬：登録料 3,000 円 + 注射料 3,200 円 ②登録済みの犬：注射料 3,200 円 / 役場からの通知ハガキ / 愛犬手帳

ふれあいタクシーの運行時刻を変更

問 企画財政課 企画調整係 (内線 1202)

4月2日より小綱木地区と福田・小神地区のデマンド型乗合タクシー「ふれあいタクシー」の最終時刻を繰り上げますので、ご利用の際は間違いのないようお願いいたします。

■変更後

【福沢地区】

～福沢地区行き

出発時間
11:30
12:30
14:30
15:30
16:30
18:00

廃止

※ 18:00 の時間帯を廃止

【福田・小神地区】

～福田・小神地区行き

出発時間
11:10
12:40
15:10
16:20
17:30

廃止

※ 17:30 の時間帯を廃止

町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係 (内線 1603)

■募集期間 4月2日(月)～4月16日(月)

■受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

■対象住宅と戸数

- ・中道団地 (飯坂字中道) 1 戸
- ・壁沢団地 1 号棟 (字壁沢) 5 戸 (3 階・4 階・5 階)
- ・壁沢住宅 2 号棟 (字壁沢) 5 戸 (4 階・5 階)
- ・ふもとがわ団地 1 号棟 (鶴沢字笛田) 2 戸 (3 階・4 階)
- ・ふもとがわ団地 2 号棟 (鶴沢字笛田) 4 戸 (2 階・3 階・4 階)
- ・賤ノ田団地 (字賤ノ田) 6 戸 (1・3・4・5 階)

※壁沢住宅 2 号棟については、UI ターン者・新婚世帯への優先選考(次の入居条件を満たした場合で、入居期間が最長 10 年間の条件)があります。

■間取り・設備 お気軽に問い合わせください。

■入居条件

- ①現に住宅に困窮している方。
- ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
- ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
- ④単身入居の資格が認められる者は満 60 歳以上 (60 歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。
- ⑤収入基準は、所得月額 158,000 円以下であること (収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯 (入居者が障害者等) の場合は 214,000 円以下。
- ⑥入居決定時に、1 名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
- ⑦入居者が暴力団員でないこと。

■家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。

■問い合わせ その他、詳細については標記担当へお問い合わせください。

農振除外等申請の受付を再開します

問 産業課 農業振興係 (内線 1503)

川俣農業振興地域整備計画の見直し期間のため、平成 28 年 10 月から農振除外等申請の受付業務を停止していましたが、整備計画策定の見通しがついたため 4 月 1 日から受付を再開します。

従来であれば年 2 回 (9 月と翌年 3 月) 行っている計画の随時変更を 30 年度に限り年 3 回 (4 月、9 月、翌年 3 月) 行う予定です。

農地転用等を計画されている方は受付開始日に関わらずお早めにご相談ください。





Information

暮らし

太陽光発電システムの設置費用を補助します

☎ 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

■対象

①町内に所在する住宅(併用住宅を含む)もしくは住宅として使用される予定の建物に機器を設置する方または建売供給業者等から住居として町内に所在する機器付き住宅を購入する方。設置する建物が、補助の対象者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている方(機器は未使用に限る)。

②町税を完納している方

③電力事業者と当該太陽光発電システムに係る電力供給契約を締結する方

※なお、事業所は対象になりません。

■補助金額・補助金額の上限

①補助金額 1キロワットあたり 30,000 円。

②補助金額の上限 30,000 円 × 4 キロワット = 120,000 円が補助金額の上限です。

※今年度から上限が 9.99 キロワットから 4 キロワットになりましたのでご注意ください。

■受付期間 4月2日(月)～先着順で予定補助件数となり次第終了(書類に不備が無ければ先着順に受付。受付予約は行いません)。

■予定補助件数 50 件程度

■申し込み・問い合わせ 標記担当へ問い合わせください。

■注意事項

機器の設置工事に着手する前に申請する必要があります。建売の場合は、住宅の引き渡し前に申請する必要があります。

新築住宅に設置する方は、住宅の契約書のほかに、太陽光発電システム部分の詳細が分かる明細を提出してください。

合併浄化槽の設置費用を補助します

☎ 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

■受付開始日 5月1日(火)

■定員 先着順で予定基数になり次第締切

■補助金額

・新築の場合、設置費用補助金額

5人槽 332,000 円

7人槽 414,000 円

10人槽 548,000 円

・設置換えの場合、設置費用補助金額

5人槽 482,000 円

7人槽 614,000 円

10人槽 748,000 円

上記のほか、設置換えで撤去費用が伴う場合は、次の補助金額が上乗せ補助されます。

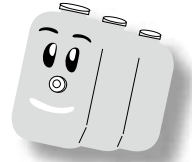
・撤去費用補助金額

単独処理浄化槽から設置替え 45,000 円

汲み取り便槽から設置替え 30,000 円

※浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります(既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去も設置工事とみなします)。単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります(原則、埋設したまま放置することはできません)。

補助内容、手続き等の詳細については、標記担当まで問い合わせください。



クリーン作戦を実施します

☎ 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

みなさんのご協力をお願いいたします。

■日時 4月22日(日) 午前6時～午前7時

■場所 町内全域(福田地区を除く)

■注意事項 ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。側溝の土砂は収集しません。



1往復増便で
より便利に
なります!

4月1日から1往復増便されます!

路線バス 川俣高校前-福島線 ダイヤ改正のお知らせ

JRバス東北の運行する路線バス(川俣高校前-福島線)の運行便数が4月1日から平日・土休日ともに1往復増便されます。増便される時刻は福島駅

発が10時10分、川俣高校前発が11時15分です。増便により運行の空き時間が解消されより利便性が高まります。福島川俣間のご移動にぜひご利用ください。

【問い合わせ ジェイアールバス東北株式会社福島支店 TEL 024-534-2011】